

菊陽町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊陽町人権教育・啓発基本計画の基本理念に基づき、町民一人ひとりが、日常生活のあらゆる場面で人権尊重の視点に立って考え、行動できる、人権尊重の精神に満ちた社会を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二者の間の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 宣誓しようとする者のいずれかが本町内に住所を有していること（町内への転入を予定している場合を含む）。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がないこと。
- (4) 双方に宣誓に係る相手以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (5) 宣誓しようとする者同士が直系血族若しくは三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が共に町職員の面前において次に掲げる書類に自ら記入し、町長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）
- (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（別記様式第2号。以下「確認書」という。）

- 2 宣誓しようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと町長が認めるときは、町職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 3 町長は、宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付するように求めるものとする。
 - (1) 住民票の写しその他現住所を証する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）（町内へ転入を予定している者にあつては、転出証明等のその事実を確認することができる書類）
 - (2) 独身証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る）
- 4 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、同項の書類に類する書類（有効期限内であるものに限る。）によって代えることができるものとする。
- 5 町長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類（通称名の使用）

第5条 宣誓者は、宣誓に通称名（氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により、通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示し、その写しを提出するものとする。（受領証等の交付）

第6条 町長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第3号。以下「受領証」という。）又はパートナーシップ宣誓書受領カード（別記様式第4号。以下「受領カード」という。）のいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名を受領証や受領カードに記載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該宣誓をした者のいずれもが町内に住所を有していない場合には、町長は、受領証や受領カードに代えて転入予定者受付票（別記様式第5号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を町長に提出するものとする。この場合において、町長は、町内に住所を有することを確認できたときは、受付票を交付された者から受付票を返還させ、受領証又受領カードのいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(宣誓内容の変更等)

第7条 宣誓者は、宣誓書に記載する住所に変更が生じた場合は、速やかに、パートナーシップの宣誓に関する事項変更届(別記様式第6号)に変更内容が確認できる住民票の写しを添えて町長に提出するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 第6条の規定により受領証又は受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第7号)により申請することができる。

2 第4条第5項の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

3 第1項に規定する申請があったときは、町長は受領証又は受領カードのいずれか又は両方を再交付することができる。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、町長が指定する場所に宣誓者の一方又は双方がパートナーシップ解消等届(別記様式第8号)に受領証又は受領カードのいずれか又は両方を添付し、町長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証又は受領カードのいずれか又は両方の返還が困難である場合は、添付を要しない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 双方が本町内に住所を有しなくなったとき(第11条第1項に定める場合を除く。)

2 第4条第5項の規定は、前項の場合における本人確認について準用する。

(パートナーシップの宣誓の無効)

第10条 パートナーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

(1) 宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号のいずれかの規定に違反しているとき。

(3) 双方が婚姻関係を結んだとき。

2 前項第2号に該当する場合は、その該当する第3条各号の規定に反する事由が発生した時点で遡って無効とする。

3 町長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(自治体間での相互利用)

第11条 宣誓者が、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓制度受領証継続使用申請書(別記様式第9号)を提出したときは、継続して本町が交付した受領証又は受領カードを使用することができる。

2 第4条第5項の規定は、パートナーシップ宣誓制度受領証継続使用申請を行う者に係る本人確認について準用する。

3 本町と協定を締結している自治体から本町へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本町において継続して使用することができる。

4 第1項又は前項の規定により継続して受領証又は受領カードを使用している者が、第9条第1項第1号若しくは同項第2号に該当した場合又は本町と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合は、当該受領証又は受領カードを交付した自治体に返還するものとする。

5 第1項の規定により継続している受領証又は受領カードの再交付については、第8条各項の規定を準用する。

(情報の管理)

第12条 宣誓者から提出された個人情報については、菊陽町個人情報保護条例(平成16年菊陽町条例第3号)に基づき適切に取り扱う。

2 個人情報の提供について、宣誓時にあらかじめ宣誓者(前条第3項に規定する者を含む)の同意を得た場合に限り、他部署へ情報提供することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。